

# 協働のまちづくり かわら版

Vol. 17

2010年3月発行

編集：燕市企画調整部企画政策課  
〒959-0295 燕市吉田日之出町1番1号  
TEL：0256-92-2111 (協働のまちづくりG)  
FAX：0256-92-2110  
E-mail：kikaku@city.tsubame.niigata.jp  
URL：http://www.city.tsubame.niigata.jp/

燕市の協働のまちづくりの推進に関する情報  
をお届けしています。

## 「第9回まちづくり基本条例市民検討会議」を開催しました。

(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた具体的な取り組みとして、「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」の第9回目の会議を3月13日土曜日に吉田産業会館で開催しました。

その内容についてお知らせします。

条例化に向けて

さらに議論が白熱中!

条例の**構成**について

みんなで考えています。

ここで、お詫びがあります。2月6日に開催を予定していました会議は、悪天候(大雪)のため中止させていただきました。すでに日程を組まれていた皆さんには大変ご迷惑をお掛けして、申し訳ありませんでした。

…というわけで、1月に開催した前回の会議から約2か月の期間があいてしまいました。「前回どんな議論をしたんだっけ?」「マチヅクリキホンジョウレイ?」って言われたらどうしようと心配すればするほど心配になり…。でも、心配無用でした。

今回はとても難しいテーマで、皆さんの意見があまり出ないことも心配していましたが、これまでどおり非常に熱心な議論と、数多くのご意見をいただきありがとうございました。

これからが条例づくりの本当の『腕の見せ所』です。参加者の皆さん、本当にお疲れ様でした。



一から条例をつくる作業って本当に大変ですよね。でも、みんなで協力し合えば大丈夫!

(仮称)まちづくり基本条例の検討に関する詳しい内容は、市のホームページからご覧いただけます。

燕市トップページ > まちづくり > まちづくり基本条例のページへ!

「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」や「協働のまちづくりかわら版」へのご意見・ご感想を募集しています。

### 市民検討会議がこれまで行った検討

#### 第2回～第3回(前半)会議

基本検討項目「まちづくり基本条例に期待すること、こんな条例にしたい(したくない)こと」

#### 第3回(後半)～第5回会議

検討項目「市民参画と協働によるまちづくりに必要なこと」

#### 第6回～第8回会議

検討項目「燕市のまちづくりの主体とその役割と責務」

#### 第9回会議

検討項目「燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」

### 意見交換

テーマ 「(仮称)まちづくり基本条例の要素案(中間まとめ)」について

## 中間整理として、これまでの検討を振り返ってみよう!!

今回の会議では、中間整理として、これまでに検討してきた3つのテーマから導き出される「(仮称)まちづくり基本条例の要素案」について説明を行い、皆さんの意見がどのように条例づくりに反映されるのか、その成果を皆さんから確認していただきました。

また、中間まとめにあたって、振り返りの意味で条例の必要性等について、もう一度確認を行いました。

以下、検討の中間整理の概要についてお知らせします。



## (仮称)まちづくり基本条例の要素案(中間まとめ)・・・【中間まとめにあたって】

### (仮称)まちづくり基本条例の目的

市では、市民と行政の協働のまちづくりをより一層推進し、市民主体の活力あるまちづくりを目指すため、この条例の制定に取り組みます。

### まちづくり基本条例が注目される背景

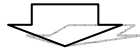
社会の変化により、まちづくりの在り方が大きく変わろうとしています。

地方分権  
改革の進展

NPOなど  
公共的な役  
割を担う主  
体の多様化

市民ニーズ  
の多様化や  
公共的課題  
の複雑化

Q 自分たちのまちの公共的な課題をより良い形で解決していくためには？



A みんなで考え、行動していくことが重要です。そこで、どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていくのかを明らかにして、そのためのルールを条例という形できちんと定めておくことが重要です。

このように、まちづくりに関わるすべての人が共有できる新しいまちづくりの基本ルールとして、まちづくり基本条例の制定が必要とされています。

### まちづくり基本条例制定の意義

市民がまちづくりの主体であるという再認識

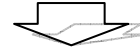
情報共有によるまちづくりへの関心の向上

協働による公共的課題解決の推進

市政への市民参画の推進と市政運営の透明性の確保

市政運営の明確化による市職員の意識の更なる向上

Q 条例ができると何が変わる？



A 条例ができたからといって、目に見える形で皆さんの生活が大きく変化するというものではありませんが、条例の考え方を基本として、みんなが共に考えたり、行動したりすることによって、より良いまちづくりを進めることができます。

条例を制定して終わりということではなく、市民の皆さんと一緒に創り上げたまちづくり基本条例を活用し、さらにこの条例を守り育てていくことで、燕市をより魅力あるまちにするための道筋が見えてくるのではないかと思います。

### まちづくり基本条例(素案)の基本的な考え方

Q この条例をつくるためのポイントは？

A 燕市のまちづくりの基本ルールを定めるこの条例は、市民の皆さんが持つ、まちづくりへの考えや意見を反映させることが必要です。また、条例の内容がみんなに理解され、自分たちのルールであると共感を持って受け入れられることも重要です。

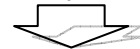
Q 条例は条例でも、基本条例って何？

A 燕市のまちづくりの進め方についての基本的な事項や考え方を定める条例です。

Q この条例に定める内容についての考え方は？

A (仮称)まちづくり基本条例を考えるうえで、個別の分野(例えば、健康福祉、生活環境、都市計画、教育など)の施策に関する規定は、それぞれの分野の個別の条例などに委ねることを原則として、燕市のまちづくりの全体に関わる仕組みを分かりやすく、簡潔に示すことを基本として構成する必要があります。

まちづくり基本条例は、先進事例を見ても、理念的・抽象的な内容にどうしてもなりがちです。また、当たり前のことが書いてあるだけともとらえられます。



この条例を本当に生かしていくためには、既存の条例や計画などがこの条例の内容と整合したものであるかどうか見直し、あるいは新たに条例などを整備していかなければなりません。さらに、条例の制定後も、その内容を進化させていく必要があります。



その意味では、100パーセントの条例を目指すのではなく、必要に応じて容易に改正が可能な柔軟な条例とする必要があります。

### 【条例の考え方に関するこれまでの意見】

「誰もが分かりやすい条例」、「実効性のある条例」、「みんなに知ってもらえる条例」、「独自性のある条例」などの意見がありました。

## (仮称)まちづくり基本条例の要素案(中間まとめ)・・・【(仮称)まちづくり基本条例の要素案】

これまで、(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けて、さまざまなテーマのワークショップを市民公募委員の皆さんと市の職員委員の連携のもとで進めてきていただきました。

これまでの検討の成果をもとに、条例素案の全体構成を次のように考えました。

### 【条例の構成要素(案)】

条例の構成の柱	柱を構成する要素
条例の名称	
前文	
総則	目的、用語の意味 まちづくりの基本理念、まちづくりの基本原則
まちづくりの主体	市民の権利、市民の役割 地域コミュニティの役割(自治会、まち協)、市民活動団体の役割 事業者等の役割、市議会の役割、市の役割(市の職員)
協働	協働の推進、協働事業の推進、地域活動・市民活動の推進 行政による支援、自主性・自立性の尊重、人づくり
市民参画	市民参画の推進、市民意見の反映、審議会等(会議の公開) 対話の場、パブリックコメント、住民投票
市政運営	情報共有、情報公開、個人情報保護、説明責任・応答責任 総合計画、行財政運営、行政改革、行政評価 まちづくりの仕組み、交流、国・県との連携
条例の位置付け	
条例の見直し	

各構成要素の位置付けや順番などは、まだ決定ではありません。会議の後半のワークショップでは、各項目の必要性などについて意見交換を行っていただきました。

### 中間まとめについての意見(アドバイザー) 新潟大学大学院実務法学研究科准教授 馬場 健さん

今回、中間まとめという形で、まちづくり基本条例の骨子となる要素案を提示しました。

こういう形でお示しすると、何となく、勝手に行政が作ってしまったようにも見えますが、皆さんが出してくださったご意見を骨子にして、それを整理し、まとめたというものであることがお分かりいただけると思います。

ここがポイントになりますが、一般的には行政だけで作成することもあり得ることです。しかし、今回は、そういう形式をとっていません。

もし言葉が一緒ではなかったとしても、皆さんが意見を出してくださったものを盛り込んでまとめをしているということです。

意見の整理やまとめは行政の得意分野で、ということが行政の役割であると思います。ただし、ゼロから行政がつくることは困難です。皆さんからご意見をいただいたことで、ここまでのまとめができたということです。

お互いに得意分野を生かし、機能を補完し合って、まちづくりを行っていくことが重要であると思います。





## ワークショップ

テーマ 検討項目 「燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」  
～燕市のまちづくりの基本ルールを考えましょう～

これまでの検討を振り返って、条例の**構成の柱と要素**を確認しましょう！！

今回のワークショップでは、最後の検討項目である「燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」をテーマに、前ページに掲載した【条例の構成要素(案)】の項目の中で、まちづくりの基本ルールとして条例に規定しておきたい項目や、追加したい項目について、各グループの意見をまとめる作業を行っていただきました。

意見の数が多いため、各グループから発表していただいた主な意見をお知らせします。

## 前文

- ・一般的な表現ではなく、皆が見て燕らしさが分かるような表現が出せれば良い。

## 市民の権利

- ・例えば、人によっては協働したくない権利もあるのでは？

## 協働事業の推進

- ・協働のまちづくりを偏りなく行うことができるように、公平という言葉を入れた方が良い。

## 人づくり（人財育成）

- ・教育立市宣言の趣や重さを盛り込みたい。

- ・重要ですが、明文化する必要はないのでは？  
審議会等

- ・審議会を作る基準を明確にしておくべき。委員の充て職が多いため、結果として意見の数が少なくなる。男女比についても改善すべき。

- ・会議に参加しやすい条件を整えることが必要。

- ・一つの項目として規定する必要はないのでは？  
審議会等の会議の公開

- ・速やかに公開することも必要では？

## 住民投票

- ・協働のまちづくりを目指すまちづくり基本条例の中で、最悪の想定や最終手段の要素を盛り込まなくても良いのでは？

- ・住民投票自体は必要ですが、難しい問題があるのでこの条例には載せない方が良いのでは？

- ・か×で、すべて決められるものではない。条例に規定することで、住民投票が安易に乱用されてしまうのでは？

- ・市長の独断専行にならないための手段として、規定しておいた方が良いのでは？

- ・必要という意見ですが、これを盛り込むことによって対話を通り越していきなり投票ということにもなりかねないのでは？

## 総合計画

- ・非常に重要な項目であるので、市民と一緒につくるということや項目立ても強調できたら良い。

## 行政改革

- ・市役所だけでなく、広い分野から行政改革に関わってもらうことも考えてほしい。

## 委員の皆さんの声（ふりかえりシートより）

あなたが今日うれしく思ったこと、満足したことは？

- ・小さなことも聞いてもらえてうれしかった。
- ・前向きな意見が多かった。
- ・今まであいまいだった事柄が、だんだん組み立てられ分かりやすくなってきた。
- ・良き仲間と意見交換ができた。
- ・真剣さも必要だが、笑顔で話し合いができたよ。
- ・相変わらず活発な意見交換がされていること。

あなたが今日気づいたことは？

- ・中身の深い議論が交わされるようになり、確実に進化している。
- ・皆さんがいろいろな考えをしっかり持っておられること、いつもすごいと思います。
- ・ようやく条文に近付いてきた感じがする。

あなたが今日不満に思ったこと、悲しかったことは？

- ・今日の課題を話し合うには、時間が短すぎたと思う。
- ・全部理解することは大変難しい。

## まちづくり基本条例市民検討会議の開催日程

## 第10回 市民検討会議

日時：平成22年4月17日(土)9:30～

場所：吉田公民館 講堂(3階)

会議はどなたでも傍聴できますので、興味のある方は、ぜひお越しください。

## 事務局の説明から

今回の会議で、予定していた検討項目 から までの検討を終了します。これまで非常に熱心にご議論をいただき、感謝しております。次回の会議では、これまでの意見や考え方を踏まえて、(仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)に皆さんの意見を反映する作業を行っていく予定です。

## 編集後記

あっという間に、今年度最後の会議の開催になってしまいました。皆さん一生懸命だから！皆さん前向きだから！会議の雰囲気が良いから！ですよね。条例の制定に向けて、4月以降もよろしくお願ひします。(す)